

■交通ネットワーク網の維持確保の検討：蒲郡市地域バス協議会の協議経過報告

1. 趣旨

○地域公共交通総合連携計画の基本方針の1つ

「鉄道を中心とした「交通ネットワーク網」の維持確保と交通空白地の解消」として、鉄道、基幹バス、支線的バス・タクシー等によるモードの役割分担を意図した公共交通ネットワーク網を構築し、交通空白地の解消を図る。

そのため、幹線的バス（民間路線バス）の利用促進を図るため、より市民ニーズを反映したルートやダイヤ等とするため、「蒲郡市地域バス協議会」を設置し、事業見直しを図る。

2. 協議体制

- ・学識者、地区総代会長、身体障害者福祉協会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、小中学校 PTA 連絡協議会、バス事業者、市総務部長からなる「地域バス協議会」を設置。
- ・上部組織の地域公共交通会議の住民代表等委員を中心に、地区総代会長を加えて組成。

3. 協議経過

日時	取組内容・主な協議テーマ
平成 26 年 6 月 3 日	<p>■ 第 1 回蒲郡市地域バス協議会の開催</p> <p>○ 地域バス協議会についての趣旨確認</p> <p>○ 会長・副会長の選任</p> <p>○ 路線バスのルート等変更案（協議項目）についての確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蒲郡町部分の循環化等について ・ 商業施設立地地域への停留所の設置について ・ 東側地区（丸山住宅等）からの増便について

<第 1 回の協議結果>

- 幹線的バス（民間路線バス）の維持確保のための検討を行う「地域バス協議会」の役割と、交通空白地解消のための実験的取組みの検討を行う「形原地区公共交通協議会」の役割の違いについて、委員間の十分な共有が得られなかった。
- 次回第 2 回に、改めて「地域公共交通総合連携計画」を報告し、地域バス協議会の役割（路線バスの改善見直し）について共有する予定。

<今後の予定>

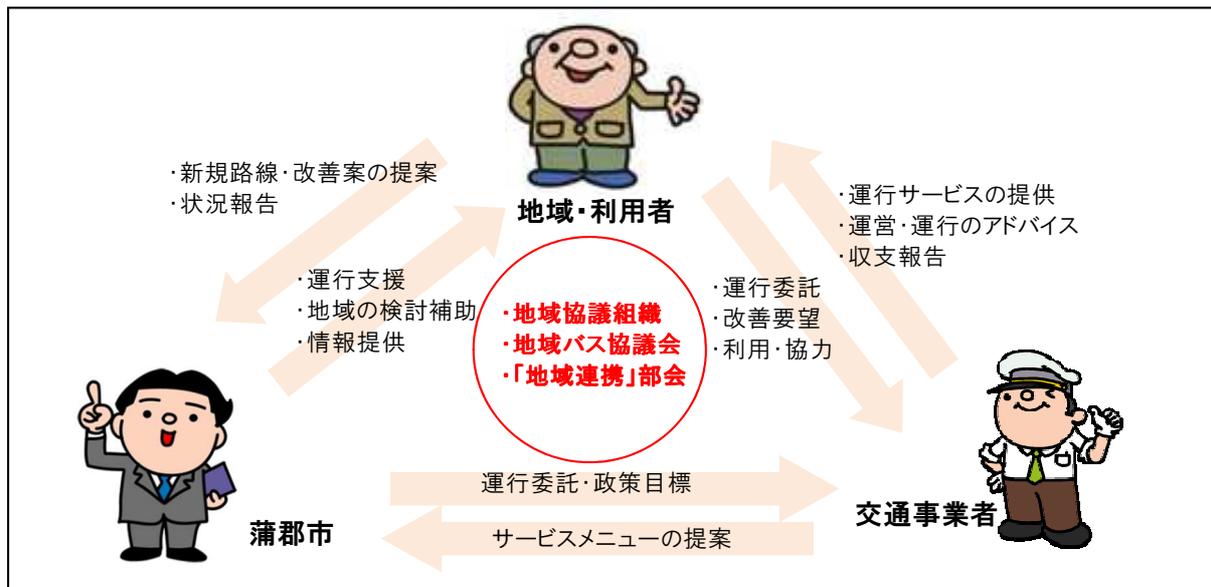
- 9 月までに 2 回程度協議会を開催し、事業改善案を構築。
- 10 月に開催予定の「地域公共交通会議」にて事業改善案を報告する予定。

■蒲郡市地域バス協議会について

○開催目的

蒲郡市地域バス協議会は、蒲郡市地域公共交通総合連携計画に基づく、「既存バス路線の見直し検討」に向けた既存バス路線のルート、ダイヤ、停留所位置、料金設定等について再確認し、事業見直しの必要性について検討するため開催するものとする。

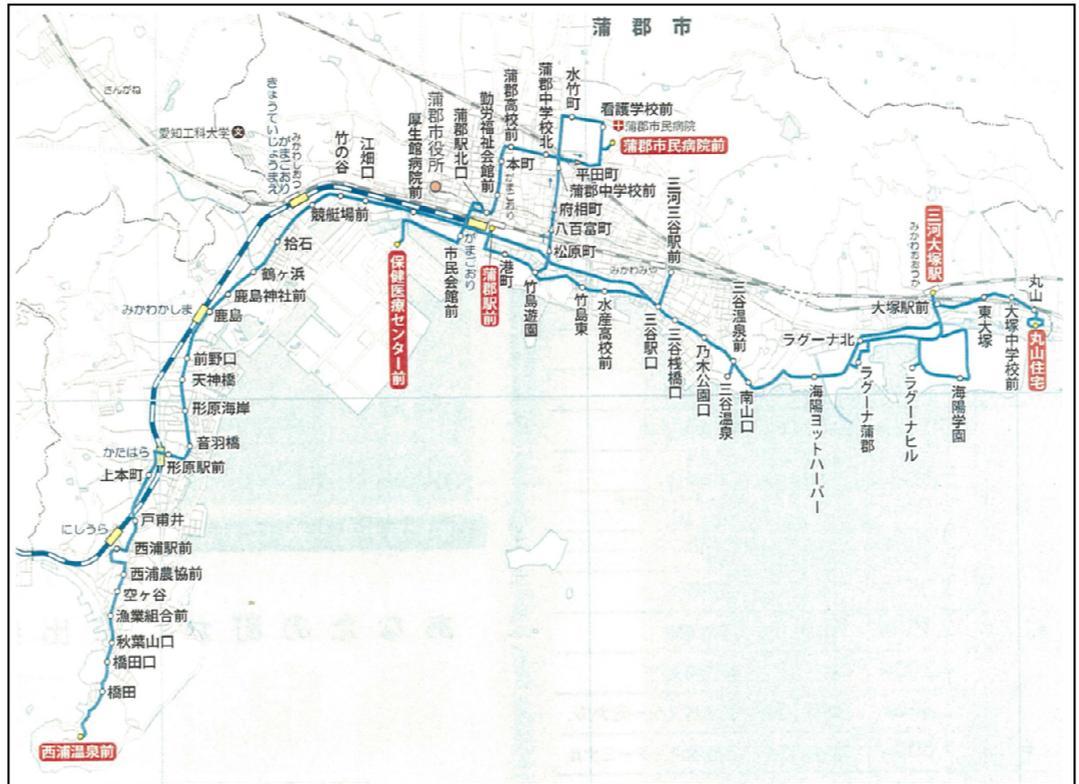
図表 6-9 地域（利用者）・交通事業者・行政の役割分担・連携イメージ



図表 6-10 協議組織の設置目的・構成メンバー

	地域協議組織	地域バス協議会	「地域連携」部会
設置目的 協議内容	交通空白地の解消のための新たな交通サービス内容を協議する組織	幹線的（民間路線バス）の利用促進と事業見直しを協議する組織	地域公共交通の確保維持のため「関係者の連携のあり方を示す『指針』」の策定、各種制度を検討する組織
主要 メンバー	中学校区単位を目安にした地域住民代表者（総代会長等）	交通会議の関係委員（地域住民・事業者等）東部・西部・中部地域のブロック部会を必要に応じて設置	交通会議の関係委員（地域住民・事業者等）
位置づけ	交通会議での認定組織	交通会議の下部組織	交通会議の下部組織
運営方法	地域住民の代表者の招聘で開催。市が運営支援。随時開催。	交通会議の会長（市長）の要請で開催。市が運営支援。定期的で開催。	交通会議の会長（市長）の要請で開催。市が運営支援。随時開催。

○現状の
バス路線



○蒲郡中央部・巡回部分の変更案



蒲郡市地域バス協議会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、蒲郡市地域バス協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、蒲郡市地域公共交通総合連携計画に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 既存バス路線の見直し検討に関する事。
- (2) 交通結節点の強化検討に関する事。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから蒲郡市地域公共交通会議会長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市職員
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
 - (3) 地域住民若しくは利用者の代表者又はその指名する者
 - (4) 蒲郡市身体障害者福祉協会の代表者又はその指名する者
 - (5) 蒲郡市老人クラブ連合会の代表者又はその指名する者
 - (6) 蒲郡市社会福祉協議会の代表者又はその指名する者
 - (7) 蒲郡市小中学校PTA連絡協議会の代表者又はその指名する者
 - (8) 学識経験を有する者
 - (9) その他蒲郡市地域公共交通会議会長が必要と認める者
- 2 協議会にオブザーバーを置くことができる。
- 3 委員の任期は、任命又は委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。

(役員を選任)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員が代理人にその権限を委任した場合には、代理人を出席委員とみなす。
- 4 地域バス協議会の議決は、全会一致を原則とするが、これが困難な場合には出席委員の4分の3以上をもって決する。
- 5 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取り扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 会長等は、蒲郡市地域公共交通会議に協議会で協議が調った事項を報告するものとする。
(事務局)

第7条 協議会の事務局は、蒲郡市安全安心課に置くものとする。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。